

回 答 書

令和5年7月21日

小松島市都市整備部建設管理課

建設行政に関するご意見について

下記のとおり回答します。

整理番号	ご意見の内容	回 答
1	水道工事の加点上限100点について、加点数が多すぎると思います。	水道工事の格付けにおける加点等を含め、主観点数の在り方について慎重に検討してまいります。
2	舗装・土木における機械保有への加点について、動作確認、排ガス規制の有無等精査し動かない機械等への加点無きよう検討をお願いします。	ご指摘いただいた点については、主観点数の在り方を含め慎重に検討してまいります。
3	建築A級の業者数が多すぎるのではないのでしょうか。売上高、技術者数等により規制の導入も必要であると思います。	格付における等級別格付点数等については、おおむね2年を目途に見直しを行う予定としております。
4	総合評価方式入札にて、技術者のCPD単位数、工事成績を評価に入れることにより技術者の意欲向上、品質向上となる取組も必要であると思います。	総合評価方式入札については、四国地方公共工物品質確保推進協議会における取組目標などを踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。
5	現在、弊社は貴市から補償コンサルタント、建築設計、測量設計業務の指名をいただいております。また、江田町に出張所を設置し、準地元業者として地域発展のため、地域に密着した企業であると自負しています。一方、江田堤防（県道10号線）の南自歩道740mの間のアドプト作業を年3回以上社員複数名で実施しています。（徳島県管轄）今後も貴市における上記業務の指名発注について、このような地域貢献度を現行以上に大いに評価してほしいと考えています。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
6	給水装置工事点による申請により小松島市の水道事業に貢献し、しいては市発展に少なからず貢献しています。それを段階的に加点を減らす理由を説明してください。徳島県の中心である徳島市でも、水道申請加点は現行と同様に処理していただいています。水道事業は市民の生活に、緊急的に直接影響を及ぼす事業の為に夜間・土日・祭日問わず、24時間緊急対応しています。以上の事で小松島市は独自の判断で変更をお考えでしたら、判断理由の御説明を、小松島市水道組合でライフラインを水道部と共に見守り続けている全組合員に納得のできる説明をお願いします。	水道工事の格付けにおける加点等を含め、主観点数の在り方について慎重に検討してまいります。